

県政レポート 歩く眼 第33号

永瀬ひでき



県議会9月定例会報告

新型コロナ専用仮設病棟の整備に着手 前回補正に次ぐ大型補正予算で体制強化へ

一般会計補正予算

【第7号】**877億4,996万2千円**

【第8号】**21億3,961万1千円**

【第9号】**414億7,054万5千円**

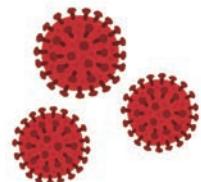
(補正後累計 2兆3,083億9,014万4千円)

県議会9月定例会(9月24日～10月14日)は、3件の一般会計補正予算(【第7号】877億4,996万2千円、【第8号】21億3,961万1千円、【第9号】414億7,054万5千円)の計上などを議決しました。

新型コロナウイルスの感染が警戒を要するレベルで続く中、補正予算【第7号】は、専用医療施設の整備をはじめとする入院医療機関の体制強化のために690億9,323万3千円の予算が盛り込まれました。具体的には、新型コロナウイルス感染患者専用の仮設病棟を運営する医療機関を公募し、その医療機関の敷

地内や隣接地にプレハブを建て、約320床を確保していく計画です。また、入院医療機関への支援はもとより、人工呼吸器やECMO(エクモ)等の設備整備への支援もさらに強化していきます。

その他、県内景気が急速に悪化していることから、経済活動の回復と新しい生活様式への対応として、観光関連事業者への支援や中小企業のオンラインでの販路開拓への支援策等に6億89万3千円の予算が計上されています。



感染拡大期に対応した医療提供体制の整備

入院医療機関の更なる体制強化と専用医療施設の整備

拡充 入院医療機関の体制強化への助成 549億1,050万3千円	新 専用医療施設の整備への助成 37億5,400万円【債務負担行為：4億4,000万円】
<p>◆ ピーク時病床1,400床への備え</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 患者受け入れ体制への支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ 入院患者受け入れに対する協力金 ・ 看護職員への手当助成 ・ 病床確保のために生じる空床・休床への補償 ○ 設備整備への支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ 超音波画像診断装置、血液浄化装置、人工呼吸器、体外式膜型人工肺（ECMO）など 	<p>◆ 専用医療施設による受け入れ体制拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 病院が敷地内または隣接地にコロナ専用病棟（仮設）を整備する経費を補助 ・ 既存病床と別枠で新たな病床を配分 ・ 一般患者と分離することで、院内感染リスクを低減 ⇒ 一般患者や手術件数の増加により、一般医療の機能回復へ



新型コロナ対策強化&季節性インフルエンザの流行期に備えるため

高齢者のインフルエンザワクチン接種を無償化

補正予算【第8号】では、新型コロナウイルスに感染すると重症化するリスクの高い高齢者などを対象に、インフルエンザのワクチン接種を無償化するために、21億3,961万1千円などの予算計上を決めました。

無償化の対象となるのは65歳以上の高齢者と60歳～64歳の基礎疾患のある方などです。インフルエンザの流行がピークとなる1月～2月頃に備えるため、期間は10月～12月としています。



かかりつけ医での診療・検査体制を整備へ

県議会9月定例会では、季節性インフルエンザの流行期に備えるため、さらに補正予算【第9号】414億7,054万5千円の計上を議決しました。国による予備費の支出決定を受けての予算措置ですが、身近な医療機関で新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの両方を診療・検査できる体制の整備をはじめ、重点医療機関の病床確保に対する助成費の増額、抗原検査費用の増額、生活福祉資金の特例貸し付け事業への補助金の増額が盛り込まれています。

新型コロナに関しては、これまで保健所に設置されている「帰国者・接触者相談センター」で対応していましたが、これからは発熱などを訴え、新型コロナかインフルエンザかの判断が難しい患者が増え

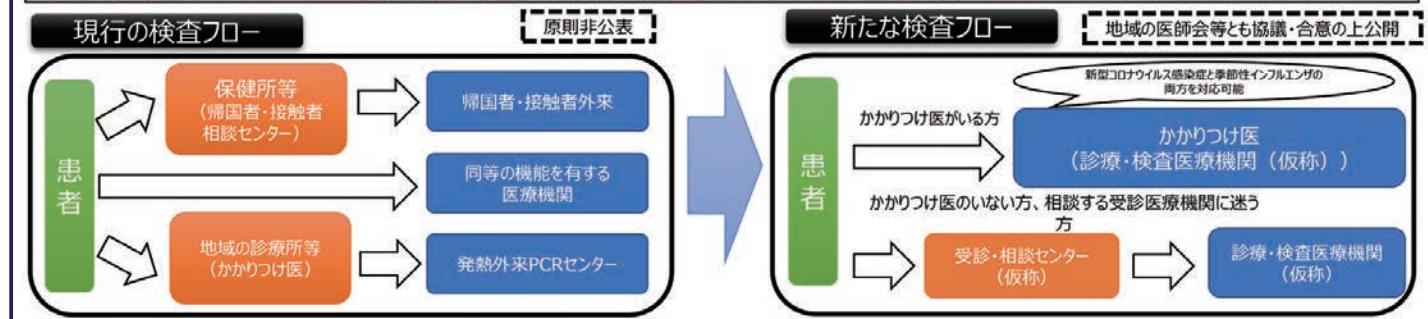


ると予想されるため、地域のかかりつけ医を窓口として、より多くの患者に対応して検査できるようになります。なお、両方を診ることができる医療機関は、県が地域の医師会と協議の上指定し、隨時発表しています。

県の財政状況も厳しくはありますが、引き続き新型コロナウイルス感染症対策に全面的に取り組んでまいります。皆さまのご指導・ご鞭撻をより一層賜りますようお願いいたします。

次のインフルエンザ流行に備えた体制整備について

- 季節性インフルエンザの流行期には多数の発熱患者の発生が予想されるが、新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザを臨床的に鑑別することは困難である。
- これまでの検査体制では、多発する発熱患者を診療、検査することが困難であるため、住民の身近な医療機関で新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの両方を診療・検査できる新たな体制を10月をめどに整備する。



24時間
土日祝日
も対応

新型コロナで心配・不安を感じたら ご相談ください

埼玉県新型コロナウイルス感染症県民サポートセンターへご相談ください。新型コロナに関するご相談に一元的に対応しています。

※聴覚に障害のある方をはじめ、電話でのご相談が難しい方は、ファックスをご利用ください。

☎0570-783-770

(24時間／土日・祝日も実施)

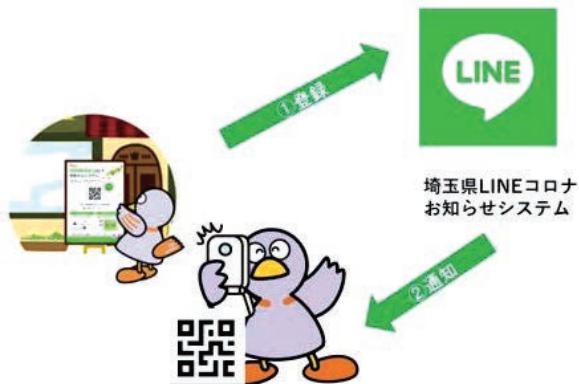
■埼玉県保健医療部感染症対策課

Fax048(830)4808

埼玉県LINEコロナお知らせシステム



県内の不特定多数の人が利用する施設や店舗、イベントで、新型コロナウイルス陽性者と濃厚接触した可能性のある方にお知らせするシステムです。施設や店舗等にQRコードを掲示し、その場所を訪れた方にQRコードを読み込んでいただきます。後日、その施設や店舗、イベント会場等を訪れた方が新型コロナウイルス陽性となった場合、保健所の判断により、その方と濃厚接触した可能性のある方に対して、相談を促すメッセージをLINEでお送りします。皆さまのご利用をお願いします。



事業者の皆さんへ

次のアドレスの発行フォームから店舗等の情報を登録すると、QRコードが発行されます。
<https://saitama.qr.liny.jp/entry>

新しい生活様式

基本1

社会的
距離の
確保
離れて
お並びください

基本2

マスク着用
マスクの着用
(食事中以外)

基本3

手指の消毒
手洗い
ご協力ください

●人との間隔はできるだけ2m空ける。

●会話をする際は可能な限り真正面を避ける。

●感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域

新型コロナウイルスの感染予防のためには「新しい生活様式」を心掛けることで、感染症の拡大を防ぎ、自分の、みんなの「命」を守ることにつながります。

への移動は控える。

※高齢者や持病があり重症化リスクの高い人と会う際は、体調管理を普通より厳重に。

埼玉県におけるイベントの取扱いについて

(特措法第24条第9項)

分類	内容
プロスポーツイベント等 (全国的移動を伴うもの)	<p>◆参加人数、収容率は、国の目安を上限</p> <ul style="list-style-type: none">参加人数の段階的な引き上げ感染防止措置に万全を確保できる参加人数などの宣言を要請開催結果を検証し、改善点などを発表国及び県の接触確認アプリを必ず導入
その他のイベント	<p>◆国が示す目安を上限</p> <p>◆大規模イベント（参加人数1,000人超）では、</p> <ul style="list-style-type: none">感染防止措置に万全を確保できる参加人数などの宣言を要請国及び県の接触確認アプリを必ず導入

※すべて9月19日から11月30日まで

県議会
9月定例会

決算特別副委員長に 選任されました



▲写真は今年の予算特別委員会での質疑風景

去る9月定例会において決算特別委員会が設置され、副委員長に選任されました。

同委員会は9月定例会において提出された、「令和元年度埼玉県の一般会計及び特別会計決算」及び「令和元年度埼玉県公営企業会計決算」について、議会閉会中の期間に開催されます。予算の執行が関係法令に沿って適正かつ効率的に行われたか、また、施策や事業の目的がどの程度達成され、県民サービスや福祉の向上にどう貢献したかなど、様々な視点から慎重に、厳正なる審査を行ってまいります。

あなたのご意見を
お聞かせ下さい。

自民党県議団 県政調査事務所

〒332-0012 川口市本町4-8-12-102 Tel.048-223-6050 Fax.048-223-6170